

表-1 専攻領域別要件一覧

専攻領域	実務内容	対象建築士資格等	専攻領域実務経歴年数	実務実績件数	OPD ※1	専門分野表示	実務経歴・実績免除資格
まちづくり	・都市デザイン、都市計画に係わる業務 ・開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係わる業務 及びそれに関わる企画、調査等のコンサルタント業務 ・地域の住民の参加やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動	1級建築士	5年	3件以上	250単位	都市デザイン、都市計画、再開発、区画整理 まちづくりコーディネーター まちづくりアドバイザー 街並り保存・修景、まちづくり行政 防災まちづくり ユニバーサルデザイン 景観計画	
		2級建築士	5年				
		木造建築士	5年				
設計	・建築の設計及び工事監理に係わる業務	1級建築士	5年	3件以上	250単位	戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、鉄道施設、宿泊施設、スポーツ施設、社寺建築、数寄屋造 伝統建築保護修復、ランドスケープ、FM(ファンリディーマネージメント) PM(プロジェクトマネージメント)、CM(コンストラクションマネージメント) リフォーム、積算、診断・改修、漁業関連施設 物流施設、農業関連施設、プレカット、アスベスト診断・改修	・「APECアーキテクト」
		2級建築士	5年				
		木造建築士	5年				
構造	・建築の構造設計及びその工事監理に係わる業務	1級建築士	5年	3件以上	250単位	耐震診断・補強	・構造計算適合性判定員 ・構造設計一級建築士 ・「APECエンジニア(構造)」 ・「建築構造士」JSCA ※4
環境設備	・建築の設備(空調設備、給排水衛生設備、電気設備)設計及びその工事監理に係わる業務	1級建築士	5年	3件以上	250単位	<必ず表示する専門分野:旧限定表示> 空調設備(空調) 給排水衛生設備(衛生) 電気設備(電気)	・設備設計一級建築士 ・建築設備技術者協会「JABMEE シニア」 ※4
		2級建築士+建築設備士	5年				
		木造建築士+建築設備士	5年				
生産	・建築施工管理、設備施工管理に係わる業務 ・維持管理、診断・改修、積算、CM等の建築生産に係わりのある業務	1級建築士	3年	3件以上	150単位	<該当する場合は必ず表示する専門分野:旧限定表示> ・建築施工管理(建施工) ・設備施工管理(設施工) ・積算(積算)※2 ・診断・改修(診・改)※3 ・工事監理	・「建築積算資格者」日本建築積算協会※4 ・ストック3団体「資格」※3 ・一級建築施工管理技術士 ※5 ・一級電気工事施工管理技術士 ※5 ・一級管工事施工管理技術士 ※5
		2級建築士	6年		250単位		
		木造建築士	6年		<該当する場合は必ず表示する専門分野に該当> 戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム、アスベスト診断・改修、プレカット <該当する場合は必ず表示する専門分野に該当せず> コンストラクションマネージメント、鉄骨工作図、鑑定書等作成、確認申請代行		
棟梁	・日本の伝統木造技術を継承し、伝統建築(社寺建築、数寄屋等)の建築生産全体の統括・設計・工事監理及び施工(木工技能)を行なう業務 ・日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし、木造住宅をはじめ、学校や福祉施設等の設計・工事監理、及び施工(木工技能)を行なう業務	1級建築士	5年	3件以上	250単位	伝統型木造住宅、社寺仏閣建築、数寄屋造、古民家診断・改修・再生等、茅葺合掌造改修	「正会員」・「日本伝統建築技術者」(日本伝統建築技術保存会) ・1級建築施工管理技術士 ※5
		2級建築士	8年				
		木造建築士	8年				
法令	・法令の策定、確認検査、住宅性能評価等に係わる業務 ・裁判所、行政、建築士会等に対する建築技術的、法的立場からの支援業務	1級建築士 ※6	3年	3件以上	150単位	建築確認・検査、性能評価、保証検査、紛争調停等、特定行政庁等、建築相談、鑑定書等作成	・「建築基準適合判定資格者」
教育研究	・教育機関において、建築に関する教育、訓練等の業務 ・研究・調査・開発機関(大学を含む)・企業の研究開発部門等において、特定の専門分野の研究開発等	1級建築士	5年	3件以上	250単位	設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史	*既に「まち」「生産」で登録された教育研究者は、現登録期間は無効。希望者は更新前に「変更申請」を行うことが出来る。
		2級建築士	5年				
		木造建築士	5年				

※1 制度導入時の経過措置期間は除く

※2 「積算」表示の為の必須資格：日本建築積算協会「建築積算資格者」

※3 「診・改」表示の為の必須資格：日本建築防災協会「特殊建築物調査資格者」・日本建築設備・昇降機センター「建築設備検査資格者」・建築設備維持保全協会「建築仕上げ診断技術者」・「建築設備診断技術者」・「建築・設備総合管理技術者」

※4 「※4資格」保持者は、その団体の会員であれば、建築士会非会員であっても申請可

※5 実務経歴年数がその取得時よりカウントできる資格

※6 2級・木造建築士の場合、建築基準適合判定資格者に限る。